

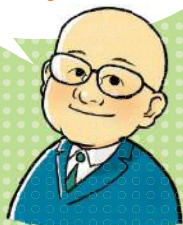
# さくら通信12月号

2023年12月  
No.228

発行

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
(株)さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

今年もありがとう  
ございました



2023年もういよいよあと1か月を切りました。皆様にとって今年はどうだったのでしょうか。

インボイス制度や電子帳簿保存法も気になりますが、個人的には体重が徳島に来たときにだいぶ戻ってきてしまったことが少々心残りです。来年こそは、頑張って運動して、食事を制限して、ちょっとでも痩せたいなあと思います。

来年も、よい年になりますことをご祈念申し上げます。今年も大変お世話になりました。

(孝志洋)



## 年末調整の案内

年の終わりのもう一仕事！

まず初めに、年末調整の際には下記(1)(2)(3)の書類をご準備ください。

### (1) 扶養控除等(異動)申告書(令和6年分)

扶養親族は、本人と生計を一にしており、合計所得が48万円以下の方をいいます。合計所得が48万円以下とは、給与所得だけなら収入が103万円以下(ただし、事業専従者給与をもらっている方は、扶養親族から除かれます)、公的年金だけなら158万円以下(ただし65才未満の方は108万円以下)をいいます。配当所得や譲渡所得等がある方はご注意ください。

また、本年中に、本人や家族の結婚、離婚、就職等があった場合には、特に注意してください。扶養にできない方を間違えて扶養とした場合には、後日、税務署からは是正するよう連絡があります。

16歳未満の扶養親族は、所得税の計算上、扶養控除はありませんが、住民税の均等割額を計算する上で必要となるため、下段に別途記載してください。

ひとり親である納税者には一定の所得控除を受けることができます。未婚で生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であれば控除を受けることができますので該当箇所に記入漏れのないようにしてください。



### (2) 給与所得者の保険料控除申告書

生命保険は、“一般用(旧・新)”と“個人年金用(旧・新)”と“介護医療保険用”に分かれています。別々に控除額が計算されますので、注意してください。

**添付書類** ※すべて本人が支払ったもののみ該当

- (ア) 生命保険・介護医療保険・損害保険(長期)・地震保険の控除証明書
- (イ) 国民年金の控除証明書
- (ウ) 国民健康保険料の金額(本年中に支払った金額)
- (エ) 小規模企業共済等の控除証明書

(ア)(イ)(ウ)は本人が支払った家族分も控除できます。  
※扶養の有無を問いません

### (3) 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

#### ● 基礎控除申告書

所得者の合計所得金額が2,500万円以下である場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から48万円を限度として控除するものです。また、この申告書を提出しなければ基礎控除を受けることができませんのでご注意ください。

#### ● 配偶者控除等申告書

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには(1)扶養控除等申告書の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、この申告書を給与支払者に提出する必要があります。

所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできません。

配偶者特別控除の対象となる配偶者は、年間の合計所得金額が48万円超133万円以下でなければなりません。

## ● 所得金額調整控除申告書

今年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、①のイ～ハのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に、②の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。

### ① 適用対象者

- イ. 本人が特別障害者に該当する者
- ロ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ハ. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

### ② 所得金額調整控除額

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)}×10%＝控除額(1円未満端数切上)

## ★ 特に注意の必要な方(上記以外に必要な書類等)

(ア) 今年入社の方 → 前職の会社から発行される本年分の源泉徴収票

(イ) 住宅借入金等特別控除がある方(2年目以降) → 年末借入金残高証明書(銀行等)、住宅借入金等特別控除申告書(税務署より送付分)

## ～令和5年分年末調整変更点～

### (1) 国外居住(非居住者)扶養親族の適用範囲変更

令和5年分の扶養控除等申告書より扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から「16歳以上の非居住者」のうち、「30歳以上70歳未満の非居住者」が除外されました。

※「30歳以上70歳未満」でも下記に該当する場合は今までどおり対象となります。

- 留学により国内に住所及び居住を有しなくなった者
- 障害者
- その年に扶養者から生活費または教育費に充てるために、38万円以上の送金を受けている者

### (2) 退職手当を有する配偶者・扶養親族欄の追加

令和5年分の扶養控除等申告書から「住民税に関する事項」に退職手当を有する配偶者・扶養親族の欄が追加されました。退職所得を除いた合計所得が配偶者は133万円以下、16歳以上の扶養親族は48万円以下になった場合、住民税では配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、寡婦又はひとり親控除の対象となります。

### (3) 住宅ローン控除の要件変更

住宅ローン控除区分の追加・変更は、令和4年税制改正によるものであり、さくら通信2023年10月号でも掲載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

(薩摩)



## 資産税係 改正前(令和5年12月31日まで)に贈与を検討しませんか

令和6年1月1日から生前贈与に対する課税が大きく変わります。

暦年贈与では、『相続開始前3年以内』に、贈与した財産を相続財産に足し戻し(持ち戻し)て相続税を計算しなければいけないというルールがあります。ここで持ち戻す必要のある財産は、相続または遺贈により財産を取得した人に対しての贈与財産であり、基礎控除110万円以下の贈与も含みます。これは、相続税負担を軽くするための亡くなる直前の駆け込み贈与を防止するために規定されています。令和6年からこの期間が徐々に引き上げられ、『相続開始前7年以内』に延長されます。

相続時精算課税制度では、これまで贈与財産は相続財産に全額持ち戻しされていましたが、基礎控除110万円が創設され、基礎控除110万円以下の贈与財産は持ち戻されないことになりました。この部分は贈与税の申告も不要となります。令和6年1月1日以後の贈与について適用されます。

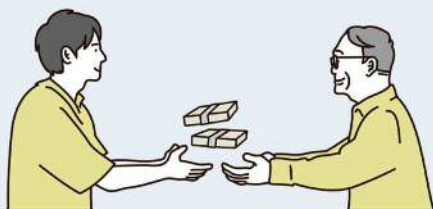
改正後の贈与による節税効果を考えてみましょう。

ご年齢を重ねられ、健康状態が不安になったときから贈与を行う方にとって、暦年贈与で推定相続人(子)に贈与するのは、相続財産への持ち戻しの可能性が高くなります。例えば、基礎控除額と同額の110万円を10年間贈与した後に相続が発生した場合、暦年贈与では770万円を持ち戻しますが、相続時精算課税制度は持ち戻す額はありません。今後は、基礎控除額以下で子へ贈与するのであれば相続時精算課税制度の方が節税効果があることになります。

基礎控除を超えて長期間贈与する場合、つまり、まだまだお元気な富裕層の方が多額の贈与を長期間行う場合には、暦年課税にて贈与する方が節税効果があります。または孫(相続財産を取得しない場合)へ贈与する場合も、暦年課税により贈与した方が有利といえます。

贈与税の改正前に贈与をされるか悩まれている方は、ぜひ当社へご相談ください。

(坂田)



## 社会保険 社会保険に関する年収の壁

この秋に大きく報道されてから、「106万円」「130万円」の年収の壁のお問い合わせが多くありましたので、確認のため、お知らせいたします。

### 年収 106万円 の壁

従業員(社会保険の被保険者)が  
**100人超**企業に**週20時間以上**勤務  
(※令和6年10月には、従業員**50人超**)  
所定内賃金が月額8.8万円以上

厚生年金・健康保険に加入して、  
**保険料負担が生じる「106万円の壁」**

※加入制度：厚生年金保険・健康保険・  
雇用保険



### 年収 130万円 の壁

左記以外**100人以下**  
(※令和6年10月には、従業員**50人以下**)

配偶者の**被扶養者から外れる「130万円の壁」**

- 従業員100人超・50人超(令和6年10月)に該当せず、130万円以下であれば社会保険は**扶養家族のまま、今までと変更無し**
- 従業員人数にかかわらず、**130万円超になると、被扶養者からはずれ、自分で保険に加入**

### ※ 年収の壁への当面の対応策・支援強化パッケージ

1. 106万円の壁への対応
  - キャリアアップ°助成金のコース新設  
既存のキャリアアップ°助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を創設
  - 社会保険適用促進手当  
被保険者の標準報酬の算定において考慮しない(最大2年間の措置)
2. 130万円の壁への対応
  - 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化  
被扶養者認定基準(年収130万円)について、労働時間延長等に伴う一時的な増収により130万円を超える際、事業主の証明を添付することで、連続2年まで被扶養者に留まれるようにする
3. 配偶者手当への対応
  - 企業の配偶者手当の見直しの促進
    - ①見直しの手順をフローチャートで示す等、わかりやすい資料を作成・公表
    - ②中小企業団体等を通じて周知



(竹内政代)

## 12月の社会保険労務

- 翌年1月4日
  - 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
  - 健保印紙受払等報告書・雇印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
  - 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
  - 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届



※ 社労士の日(12月2日)

## 12月の税務

- 12月11日
  - 1. 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(6月～11月分)の納付
- 本年最後の給与の支払を受ける日の前日
  - 2. 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出  
提出先・・・給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- 本年最後の給与の支払をするとき
  - 3. 給与所得の年末調整
- 翌年1月4日
  - 4. 10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>  
5. 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>  
6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>  
7. 4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)  
8. 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>  
9. 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
- 12月中において市町村の条例で定める日
  - 10. 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付



社会情勢や環境が大きく変化し、企業内外にさまざまなリスクが顕在化する現在、リスクマネジメントの重要性が高まっています。リスクマネジメントは、企業の社会的責任として経営・人事が取り組むべき重要なテーマです。

発生しうるリスクは多岐にわたるため、あらゆるリスクに対策する必要があります。

これらのほとんどは事前の調査・分析により影響を予測することができるリスクに分類できます。そして事前に予測することでリスクを回避、低減、ときにはリスクを減らすのが、リスクマネジメントです。

次号以降、様々なリスクに応じた損害保険は、どのようなものがあるのか取り上げていきます。

(さくらビジネス)

### 企業におけるリスクの例

- 製品・サービス・施設管理等にかかる賠償責任
- 水害
- 巨大地震
- 取引先の倒産や貸倒れ
- 感染症
- 労務災害(病気・事故・メンタル等)
- 自動車事故
- サイバー攻撃
- 災害等による業務停止

## 医療係 医療法人が運営する病院・診療所に係る経営情報の報告について

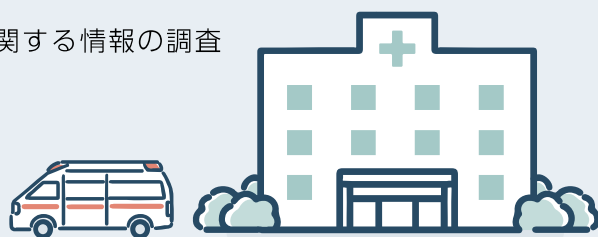
医療法の改正により、医療法人の運営する病院・診療所の経営等に関する情報の調査及び分析を行う新たな制度が令和5年8月1日から施行されました。

これに伴い、医療法人は、これまでの事業報告書等(決算届)とは別に、

- 令和5年8月以降に決算期を迎える法人から、
- 毎年、会計年度終了後、原則、3カ月以内(※)に
- 病院・診療所ごとの経営情報を都道府県へ報告

することが義務化されました。※医療法第51条第2項に該当する大規模な医療法人は4カ月以内

なお、医療法第51条第1項に定める事業報告書等についても、従前どおり作成し、都道府県知事へ提出する必要がありますので、ご注意ください。



### 1. 報告が必要な医療法人

令和5年8月以降に決算期を迎える全ての医療法人

### 2. 報告形式

病院及び診療所の収益・費用に関する事項、人員に関する事項等について、以下のサイトの様式により報告してください。なお、経過措置として、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの間に終了する会計年度に係る報告については、経過措置様式により報告することとして差し支えありません。

医療とくしま-医療法人が運営する病院・診療所に係る経営情報の報告について-

<https://anshin.pref.tokushima.jp/med/experts/docs/2023081000026/>

(大下)



## 女は黙っとれ!!

祖父の意見に祖母が異を唱えた時、祖父は必ず「女は黙っとれ」と怒鳴った。祖母は何も言えなかったが、唇は細かく震えていた。別の機会に、祖母は「赤痢になった時に看病したのは誰?」と過去の話を持ち出した。これには祖父も反論できなかった。男尊女卑の祖父だが弱みもあった。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

発行

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
(株)さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメール: [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)  
TEL: 088-625-2556  
FAX: 088-654-1181